

下水道法等の一部を改正する法律案の概要

下水道法の一部改正

- 公共下水道の排水区域内の土地の所有者等が、その土地の汚水を浄化槽（合併処理浄化槽）で処理する場合→浄化槽法の違反その他の事由により公共用水域の水質の保全及び公衆衛生の見地から不適切な状態にある場合として政令・条例で定める場合を除き公共下水道への接続義務を免除
〔第10条第1項の改正
・同条第2項の新設〕

※1 法律施行の際、現に定められている事業計画の予定処理区域に係る公共下水道の排水区域内については、従前どおりの取扱いとする。

- 公共下水道管理者は、必要があると認めるときは、浄化槽の設置に関して監督を行う都道府県知事等に対して、当該浄化槽の設置の状況に関する情報の提供その他の必要な協力を求めることができるものとする。
〔第10条第6項の新設〕

- 公共下水道の処理区域内において義務付けられるくみ取便所から水洗便所への改造は、接続義務の免除が適用されるときは、浄化槽に連結するものも可とする。
〔第11条の3の改正〕 ※1

浄化槽法の一部改正

- 下水道の予定処理区域において、単独処理浄化槽の新たな設置は認めない。
〔第3条の2の改正〕

※2 法律施行の際、既にあるもの又は工事中のものを除く。

- 都道府県は、浄化槽の保守点検、浄化槽の清掃及び指定検査機関の行う水質に関する定期検査が適正かつ確実に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。
〔第11条の3の新設〕

建築基準法の一部改正

- 公共下水道の処理区域内の建築物における水洗便所については、接続義務の免除が適用されるときは、浄化槽への連結も可とする。
〔第31条第1項の改正〕 ※1

生活排水対策の計画的な推進

- 国・地方公共団体は、生活排水の適正な処理を確保するための対策を計画的に推進するよう努めるものとする。
〔附則第6条〕

*その他、施行期日等必要な規定の整備

適切な浄化槽使用
公共下水道管理者・都道府県の連携
水質向上

効率的で環境にも寄与する汚水処理の適正化

